別表第10

表

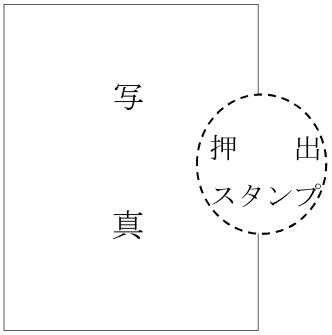
第　　号

文化財保護法第186条第１項の規定による委託に基づき都道府県の教育委員会が同法第123条第１項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合に同法第186条第２項において準用する同法第39条第２項の規定による証票

年　　月　　日発行

都道府県教育委員会　印

文化財保護法第186条第１項の規定による委託に基づく同法第123条第１項の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行及び当該特別史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者



公職氏名

年　　月　　日生

記載上の注意　当該都道府県が文化財保護法第53条の８第１項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、「都道府県の教育委員会」及び「都道府県教育委員会」とあるのは「都道府県の知事」とすること。

裏

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 186 条　文化庁長官は、必要があると認めるときは、第 38 条第１項又は第 170 条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第 98 条第１項の規定による発掘の施行及び第 123 条第１項又は第 170 条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

２　都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第 38 条第１項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第 39 条の規定を、第 98 条第１項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第３項で準用する第 39 条の規定を、第 123 条第１項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第２項で準用する第 39 条の規定を準用する。

第 123 条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一　管理団体、所有者又は管理責任者が前２条の規定による命令に従わないとき。

二　特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

２　前項の場合には、第 38 条第２項及び第 39 条から第 41 条までの規定を準用する。

第 39 条　文化庁長官は、前条第１項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

２　前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

３　前条第１項の規定による修理又は措置の施行には、第 32 条の２第５項の規定を準用する。

第 198 条　次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

三　第 123 条第２項（第 186 条第２項において準用する場合を含む。）において準用する第 39 条第３項において準用する第 32 条の２第５項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格 B6 とすること。